

所得税の確定申告の際に電子証明書を添付して e-Tax で申告される方は、最高で 5,000 円の税額控除が受けられます！(期間が延長されました)

広報みなみふらの

お知らせ版

2010.1.1

No.200

① 最高 5,000 円の税額控除を受けることができます。

平成 21 年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内(平成22年1月18日から3月15日まで)に e-Tax で行うと、所得税額から 5,000 円の控除ができます。(平成19年分または平成20年分の確定申告で、この控除を受けた方は受けられません。)

② 医療費の領収書や源泉徴収票などの提出または提示を省略できます。

医療費の領収書や給与と所得の源泉徴収票などの一定の書類は、e-Tax を利用して書類の記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます(平成 19 年分以降に限りです)。なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から 3 年間、提出または提示を求めることがあります。

③ e-Tax で申告された還付申告は還付されるまでの期間が短縮されます(3週間程度へ)。

所得税が年末調整されていて確定申告が不要の方でも、e-Tax を利用して申告を行うことにより、最高 5,000 円の所得税額控除が受けられます。

本町では、この国税電子申告が利用できる専用パソコンを申告時に役場総務課税務係の窓口を設置しますので、ご利用ください。

e-Tax 利用手続の流れ

